

〔書 評〕

杉山慈郎『軍事研究の戦後史： 科学者はどう向き合ってきたか』

ミネルヴァ書房（2017年1月）

河 村 賢

戦後80年間のあいだ、日本には一貫して大学の研究者が軍事研究を行うことに関する強いタブーが存在してきた。しかしながら、冷戦終結後の安全保障体制の変動とも相まって、近年そうしたタブーは揺らぎつつある。そうした動揺を学術界にもたらした一つの事件が、2015年度に防衛省によって行われた「安全保障技術研究推進制度」の発表である。同制度は防衛省が設定した研究テーマについて研究計画を公募し、有望なものに対して最大3,000万円の研究費を支給するというものであった。近年の大学運営をめぐる厳しい状況ゆえに、大学に所属する研究者のなかにも推進制度に応募する者が現れ、燃料・電池・センサーといった軍事転用可能な技術に関わる研究への助成が、実際に行われるようになったのである。

軍事研究をめぐる規範的議論への関心の高まりのなかで、科学史家の杉山慈郎が発表したのが本書『軍事研究の戦後史：科学者はどう向き合ってきたか』である。本書のなかで杉山は「科学研究の禁止」という禁忌が第二次大戦後の日本においていかにして誕生し、どのようにして——その実効性はさておき——維持されてきたのかをまとめている。本書は第二次世界大戦までの各国における軍事研究の動向を短くまとめた第一章、第二次世界大戦後の日本において生じた軍事研究の禁止という規範の生成と変容を扱った第二章から第五章まで、そうした歴史を踏まえて著者自身の軍事研究についての主張と提案が述べられる第六章の三つのパートからなる。ここでは、これらの章の議論を順にまとめたうえで、特に第六章の著者による提案に関連して私なりの議論を展開したい。

1. 本書の歴史記述

第一章は第二次世界大戦までの各国において行われていた軍事研究の実態を振り返っている。化学兵器がその悪名を高めた第一次世界大戦から、原子力爆弾がその絶滅的な破壊力を知らしめた第二次世界大戦に至るまで、科学の悪用がしばしば壊滅的な人的被害をもたらすことはすでによく知られるようになっていたが、そうした悪用を規制する努力はしばしば利益集団としての科学者たちによって阻害されてしまったことを著者は強調する。後にパグウォッシュ会議を創設した物理学者のジョセフ・ロートブラットが述べたように「多くの科学者たちは純粋な好奇心に駆られていた」にすぎなかったのである。さらにこ

うした状況は戦前の日本においてより先鋭化した形で表れていたことを、著者は指摘している。軍隊の存在が当たり前のものと思われていた当時の日本において、科学者が研究によって軍をサポートすることは積極的に肯定されていたのである。この時期行われた日本の軍事研究には、原爆開発のように応用研究としては成果を上げられずに基礎研究に留まっていた研究もあれば¹⁾、満州において行われた731部隊による捕虜の人体実験のように、重大な人的損害をもたらしたにもかかわらずその後責任追及が十分になされなかった研究もあった。

第二章では、敗戦後の日本においては対照的に「軍事研究への禁止」という規範が成立していったこと、しかしながらそれが実質的には「大学の聖域化」を意味するにとどまっていたことが論じられる。1949年に設立された日本学術会議は、翌1950年に「われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに（……）科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する」という声明を発表した。しかしながら、続く数年において提案された再軍備反対と憲法の遵守に関する声明案は、学術会議内で度々否定されていたという興味深い事実を、著者は明らかにしている。こうした学術会議の逡巡の背景にあったものは、朝鮮戦争の勃発に伴う政治状況の変化である。第二次世界大戦直後の激動の時期において、戦争放棄という理念は必ずしもすべての科学者たちに共有されたものではなかったのである。その一方で、平和主義に共鳴する科学者たちは、世界との連携を深めていった。第五福竜丸事件をきっかけに発表されたラッセル＝アインシュタイン宣言の呼びかけに応じて、湯川秀樹や朝永振一郎は最初のパグウォッシュ会議に参加して、核兵器の管理や科学者の社会的責任についての議論を行った。さらに湯川と朝永は京都会議を組織し、そこで彼らは核兵器廃絶と軍備の撤廃を訴えた。同時期において、科学者による軍事研究への参加の是非が問われる契機となった事件としては、アメリカ空軍から援助を受けて研究を行っていたことが発覚した気象学者の中谷宇吉郎のケースと、当時の防衛庁長官が東京大学に造兵学科を復活させることを示唆したケースの二つがあった。しかしいずれのケースにおいても、科学者たちの認識は「大学を聖域化すればよし」とするもの以上ではなかったのだと杉山はまとめている。当時の科学者たちの認識において「軍事研究の禁止」という規範は、個々の科学者が軍事研究と関わることそのものを禁止するのではなく、単に大学において軍事研究を遂行することは許されないということの意味していたのである。実際、京都会議の主催の一人であった朝永ですら、中谷の研究は「基礎研究であって、軍から資金を得ていたとしても軍事研究ではない」として研究を続行することを擁護したのである。

1) とはいえ杉山が強調するように兵器開発に直接繋がらない基礎研究を科学者たちが行うことは、実のところ軍の側も歓迎していたのであった。歴史的に見れば戦争は必ずしも基礎科学の軽視を招来するわけではないのであって、この点は応用研究と基礎研究の単純な区別に基づいて非常に緩やかな軍事研究の禁止を論じる——歴史的には朝永振一郎に代表されるような——論者たちに再考を迫ることになるだろう。

第三章で論じられるのは、ベトナム戦争期の日本においてこうした脆弱さを含んだ「軍事研究の禁止」という規範が、少なくとも人々の意識の水準においては強化されていった過程である。1967年には、物理学会が海外の研究者を招待するための資金として米軍の資金が用いられていたことが報道され、これに対する対応として物理学会は「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たない」という決議を行った（いわゆる「1967年決議三」）。この決議に至るまでの間には、そもそもこうした政治的問題を物理学会で論じることそのものがふさわしくないという意見もあったが、最終的には「ベトナム戦争のさなかにその戦争の一方の当事者である米軍から資金を受け容れるということは、その戦争の一方のサイドに立つことであり、大きな政治的意味をもつ」という意見が大勢を占めたことを杉山は明らかにしている。同時期の宇宙開発の進展も、科学者たちが軍事的色彩の強い研究に関わらざるをえない状況を作り出していった。1969年には宇宙開発事業団（NASDA）が設立され、ミサイル技術へと転用可能な人工衛星とロケット打ち上げの開発が進められていった。同年成立した宇宙開発事業団法は「平和の目的に限り」こうした宇宙技術の開発は許容されることを論じたが、この「平和の目的」という文言が何を意味するのか、特に一切の軍事に関わる目的を排除するものなのか、それとも国際法上の侵略的目的に抵触しない利用は許容されるということなのか、という点には曖昧さを残した。そして著者が論じるように、この後に続く新冷戦期において、この「平和の目的に限り」という文言は、実質的には後者の仕方で解釈されていくことになった。

本章第四章から第五章の議論が描くのは、このようにして1960年代半ばにひとまず定着したかに思われた「軍事研究の禁止」という規範が、社会状況の変化のなかで無残に掘り崩されていく過程である。まず第四章において、アメリカが融和的なデタント政策を終わらせ、ソ連との新冷戦に突入していったことと軌を一にして、日本の安全保障政策と科学政策も軍事的な色彩を強めて行った過程が追跡される。1980年代を通して、自衛隊における兵器・装備品の研究開発は民間企業との協力や委託のもとより一層推進されていくことになった。同時期に科学技術庁は科学技術振興調整費という新しい制度をスタートさせたが、この制度に防衛庁が光ファイバージャイロの研究で応募するということが起こった。防衛庁による応募は、国会において問題視され、議論的となったが、杉山が指摘するように当時これを問題視した野党議員の側も、あくまでも科学技術振興調整費という制度の下で防衛庁が軍事技術に関わる研究を行うことを問題視したに過ぎず、防衛庁が主体的に軍事研究を行うことそのものを否定したわけではなかった。大学の聖域化と裏腹に、防衛庁が軍事研究を行うこと自体は容認するような雰囲気、すでに国会にも作られていたのである。このような状況のなかで社会的にも大きな関心と呼んだのは、北海道大学獣医学部の助手が、全米研究評議会（NRC）の資金援助を受けて陸軍研究施設である感染症医学研究所に出張し、腎症候性出血ウィルスについての共同研究を行ったという問題である。この問題は学長自身が助手の論文を確認し「だれが見てもわかる兵器を作るというものではない」という意味において軍事研究には当たらない」という判断を下すにいたった。しか

しながらこうした学長判断に対しては、あらゆる科学の成果は原理的にはつねに戦争に利用される可能性を持っているのであるから「むしろ資金や研究の場所といった外形的な基準でこそ判断しなくてはならない」という異論が他の科学者からも寄せられたことに、杉山は注意を向けている。

第五章において論じられるのは、冷戦が終結し世界的に軍事費が削減されるなかで、より一層の軍事研究と非軍事研究の境界があいまいになっていった過程である。ここにおいて科学政策の分野でもキーワードとして改めて浮上したのがデュアルユースの概念である。デュアルユースとは本書の議論においては「ある技術（装置やシステムなど）が基本的に民生用途と軍事用途のどちらにも利用しうる」ということを意味している（杉山 2017a：167）。軍事転用が容易な民生用技術に集中的に研究投資を行うことで、効率よく軍事開発も行うことができるというのが、この概念の背後にある考えである。2008年の宇宙開発基本法成立の直後、すでに防衛庁から改組されていた防衛省が発表した「宇宙開発利用に関する基本方針について」という沿革は、様々な技術開発をこのデュアルユースという考えのもと支援していくことを明確に謳っている。本論文の冒頭でも言及した、2015年度に開始された安全保障技術研究推進制度も、この延長線上に位置づけられることを著者は論じている²⁾。このようにデュアルユースの概念を梃子にして、軍事利用可能な科学技術研究を推進する制度が着実に整備されていった日本の状況において、日本学術会議も1950年の声明を継承する旨を改めて明言する声明を発表するなど、近年の日本において軍事研究とそうでない研究の境界をいかにして引くべきなのかという問題はにわかに着目されてきているのである³⁾。

ここまで述べたような歴史的な経緯を踏まえた上で、著者自身の考える軍事研究に歯止めをかけるための枠組みが素描されるのが、第六章である。ここにおいて杉山は、主として研究資金の出处や研究の場所といった外的基準に基づいて軍事研究の禁止を論じてきたこれまでの日本の学術界に対して、思い切った代案を提示している。すなわちそうした外的基準に基づく禁止だけでは、実際に科学が軍事利用される当の局面に歯止めをかけることができないことを理由として、「研究費の出处」についての制約を一定程度ゆるめつつ、そのかわりに「軍事利用につながる箇所のゲートをしっかり管理していく」という「二本の手綱で、軍事研究（軍事利用に向けた研究）ならびに軍事利用をコントロールしていく」というモデルが提唱されるのである。

2) さらに9.11テロと直後の炭疽菌テロ事件において生命科学のテロへの悪用の懸念が現実化したことに伴い、デュアルユースの概念は特にテロへの悪用を念頭においたものへと再定式化されたことにも杉山は注意を向けている。核技術と比べても大量破壊兵器への転用のハードルが低い生命科学分野において、デュアルユースの問題はまさに喫緊の課題となったのである。

3) なお杉山自身も2017年にこの日本学術会議の新しい声明を批判的に検討する論文を発表している（杉山 2017b）。

2. 挑戦と継承

前節の最後で検討したような本書六章における杉山の提案は、実質的に防衛省の安全保障技術研究推進制度への応募を肯定するようなものと理解されてきたように思われる（泊 2017；兵藤 2018）。このように杉山の議論を安全保障技術推進制度への応募の是非に引き付けて理解しようとする読者たちの中には、杉山の議論がこれまでの日本学術会議の方針から離脱していることを批判する論者もいる。確かに、本書において杉山は、いままで日本の研究者がほとんど問うてこなかった問い、すなわち「軍事研究はすべて否定されるべきか」という問いを、明示的に立てている。そしてこの問いに答えるために提示される、何をコントロールすべき軍事研究としてカウントするかという杉山の基準は、従来日本の学術界において用いられてきた基準とは大きく異なっていることは確かである。しかしながら、その一方で、杉山は軍事研究の効果的な制御が必要だということを明確に論じてもいる。これまでの受容のされ方の中では必ずしも明確に捉えられてこなかった、こうした杉山の独特の立場について、ここでは二つの論点に沿って議論を再構成することで詳述しよう。

第一に「軍事研究はすべて否定されるべきか」という問いについてである。日本の学術界にこれまで存在した軍事研究についての強いタブーは、このような問いを立てることそのものを禁止する形で機能してきたと言ってもよい。それゆえに本書の第六章において杉山がこの問いを立てているということは、それ自体としてタブーに対する大胆な挑戦であるようにも見える。しかし、同時に注意しなくてはならないのは、杉山がこの問いに対して与えた答えは、むしろ穏当なものだということである。杉山は防衛や自衛のために行われるならば軍事研究も許容されるのではないかという議論を取り上げ、レーガン政権のSDI（戦略防衛構想）の事例を考慮するならば、攻撃と防衛の線引きはそれほど容易ではないことを強調している。また同様にしばしば科学者自身が軍事研究に関わることを肯定するときに述べる「国の政策に従う」という正当化の仕方を取り上げ、そのような議論では国の政策それ自体の是非が問われなくなってしまうことを問題視している（杉山 2017a：231-4）。これらの記述からもわかる通り、際限なく拡大していく軍事研究に対して、どこかで歯止めをかけなくてはならないという根本的な姿勢に関しては、杉山の立場は従来の日本の学術界のものから大きく隔たっているわけではないのである。

むしろ杉山が従来の学術界の立場と明確に袂を分かっているのは、何を軍事研究とみなすべきなのかという第二の論点に関してであろう。前節においてその議論を概観したように、軍事産業が発達しデュアルユース化の進展とともにあらゆる科学において軍事利用の可能性が生じてきた現在の日本において、禁止されるべき軍事研究を「資金の出処」や「研究成果の公開性」という外的基準で判断するという立場がこれまでは主流のものだった。これに対して杉山が阻止しなくてはならないと考える事態は「戦争のために科学技術が利用されること」そのものであり、それゆえに歯止めを掛けられるべき軍事研究とはそのような「軍事利用に向けた研究」だとされるのである（杉山 2017a：220-2）。「研究費

の出处」についての制約をゆるめるかわりに「軍事利用につながる箇所のゲートをしっかり管理していく」という杉山の実質的な提案は、最終的な軍事利用の可能性を基準として軍事研究自体を境界付けるという議論に由来するものである。

このような杉山の立場が、強い一貫性と歴史的な説得力を持っていることは認めなくてはならないだろう。本書が描いてきたように、軍事研究の戦後史とは、軍事研究と非軍事研究の境界が一貫して曖昧になっていった過程として捉えられる。そうした曖昧化が深く進行した現在において、単に研究費の出处や公開性といった外的基準のみによって軍事研究を定義するだけでは、大学以外の民間企業や軍事研究施設において軍事利用につながりうるような研究に一切歯止めをかけることができないという苦い認識が、杉山の提案の背後には存在するように思われる。あくまでも従来のような外的基準に基づいて軍事研究の禁止を論ずる者たちは、そうした禁止が単に「大学の聖域化」を帰結するにとどまるのではないかという杉山の問題提起を真剣に受け止めなくてはならないだろう。

3. 軍事研究と戦後平和主義

ここまで述べてきたような杉山の歴史認識と第六章で提示される規範的立場の間に存在する一貫性という本書の最大の美点を認めた上で、ここで示された議論をより大きな思想的文脈に接続するための一つの論点を提示しておきたい。それは平和主義との関係をどのように考えるかという問題である。杉山はアメリカ陸軍から資金援助を受けてブレイン＝マシンインターフェース技術を研究した研究者が、批判に対して応答した「現在の世界情勢のもと、十分に制御された軍が必要とされ、またその軍に倫理的な問題がないなら、この軍を基礎研究によって支援することに倫理的なディレンマがあるとは思えない」という言葉を引用した上で、こうした応答が有効であるためには、この応答の前提である群の制御と軍の倫理性が確立されていることが必要であり、日本が現状保持している事実上の戦力に関してもより一層のシヴィリアン・コントロールを確立していくべきだと論じている(杉山 2017a: 231)。こうした分析は、著者自身が軍事研究や軍隊自体の望ましさについてどう考えているのかという論点からは独立に——言わば文法的な水準で——妥当である。しかしながら、そうした軍隊の倫理性という規範的な問題について著者自身はどのような立場にコミットしているのだろうかという疑問は残る。この点について杉山は、軍隊の存在自体が非倫理的だとする立場もあるだろうが、それだけでは現実の問題は解決できない、と注釈的に述べるにとどまっている。

実際には、杉山が本書で扱った時期において、しばしば科学者たちは平和主義に関して踏み込んだ発言を行ってきた。すでに言及した1955年のラッセル＝アインシュタイン宣言は、現存する大量破壊兵器の使用をコントロールする規制手段を構築することと、平和主義を推進することは、同時に進められなくてはならないということを、その困難さを認めつつも論じていた。ラッセルとアインシュタインは「たとえ水爆を使用しないというどんな協定が平時にむすばれていたとしても、戦時にはそんな協定はもはや拘束とは考えられず、戦争が起こるやいなや双方とも水爆の製造にとりかかるであろう。なぜなら、もし

一方がそれを製造して他方が製造しないとすれば、それを製造した側はかならず勝利するにちがいないからである」と述べて、核戦争の可能性が生じた現代においては戦争そのものを廃絶する以外に平和を確保する道はないとしたのである。またラッセル＝アインシュタイン宣言に先立つ1950年には、平和問題談話会に集結した丸山眞男をはじめとする日本の社会学者たちも、核時代における平和確保の現実的な方法としての戦争放棄という論理を「三たび平和について」という声明で定式化していた（平和問題談話会 1950＝2016：48）⁴⁾。

私がラッセル＝アインシュタイン宣言や平和問題談話会という固有名を出したことで身構える読者もいるかもしれない。しかし私がこのように1950年代には形成されていた平和主義との関係についての指摘を行っているのは、戦後日本思想の基調をなしてきた平和主義の立場から著者の議論が乖離していることを論難するためではない。むしろそのような議論を行うことが、戦後日本の平和主義を可能にした条件を歴史的にも理論的にも問い直すことにつながるだろうと考えるからである。

たとえば韓国の国際政治学者の南基正は、近年翻訳された『基地国家の誕生』において、平和問題談話会の一連の声明のうち、すでに言及した「三たび平和のために」が、朝鮮戦争におけるアメリカ軍への基地提供を通して日本がすでに巻き込まれていた冷戦構造と基地国家化という現実を無視した上で、平和主義を改めて選び直せるかのように論じていた点に疑問を呈している（南 2023）。1950年の朝鮮戦争の勃発から1951年のサンフランシスコ平和条約の締結までの間に、日本が西側諸国の一員として国際社会への復帰を遂げる一方で、事実上の基地国家化が進行していたことを描き出す南の歴史認識は、まさに同時期に採択された日本学術会議声明だけに議論が集中し、大学は聖域化する一方で、大学以外の場所における軍事研究を事実上野放しにしてきた日本の戦後の学術界のありようを論じる杉山の議論から、遠く隔たったものではないだろう。

実のところ南は、平和問題談話会の第三声明が、あからさまに再軍備を進めようとした当時の吉田茂政権に対する実効的な歯止めになったことを高く評価しつつも、そのように当時の政治状況に対する介入的手段であった声明をドグマ化してきた後継世代を批判している。南は最終的に、基地国家化の認識が薄れていったことを念頭におきながら「日本の戦後平和主義は、最初の任務を果たしたある時点または段階において、こうした「意図的欠陥」を埋めて改訂版を出さなければならなかったのだ」と述べている（南 2016＝2023：413）。戦後平和主義に対する歴史的文脈を踏まえたこのような南の批判には、本書『軍事研究の戦後史』を注意深く読んだ読者たちも頷くところが多いのではないだろうか。平和問題談話会の第三声明と日本学術会議の軍事研究声明は、ともに——当時の文脈において重要な役割を果たしつつもその改定の必要性に直面している——1950年代に成立した戦後

4) ラッセル＝アインシュタイン宣言における核時代における平和主義の現実性という論点が「三たび平和について」と共通するものであったという論点については、「専守防衛」という意味での平和主義と「科学者の社会的責任」論が、ともにその時々国際社会情勢とどのように切り結んできたかを歴史的に跡づけた石田淳の総説（2023）を参照のこと。

平和主義の二つの表れとして理解できるはずなのである。

このような視座からは、杉山の本書における試みは、日本の学术界が軍事研究の是非をめぐって倫理的で個人的な責任の語彙のみを用いて議論してきたことに対する批判的介入すとして捉え直すことができる。すでに検討してきたように、そのような問題の道德化は日本においては「大学の聖域化」を帰結したにすぎなかったというのが杉山の見立てであり、私自身はこうした診断にほぼ完全に同意する。しかしだからこそ、そうした歴史的な分析と軍事研究のコントロールについての技術的な提案を越えて、そうした分析と提案が戦後平和主義とどのような関係に立っていたのか、私たちはそうした平和主義の改訂をいかにして遂行することができるのか、そこにおいて軍備と平和の関係はいかなるものとなるのか、という議論をさらに展開することも可能だったのではないだろうか。本書は軍事研究の禁止をめぐる学术界の既存の道德化された議論に対して、実質的なオルタナティブを提案するものであり、著者の議論は「科学的知識が実際に軍事利用されること」の問題に照準することで軍事研究のコントロールをより効果的に行うことに関してはかなり思い切った手段を提案している。しかし、そうした提案を、より大きな政治的・思想的な枠組みの中に位置付けることは、読者の側の仕事として残されているのである。

参考文献

- 兵藤友博, 2018, 「書評・紹介 杉山滋郎『軍事研究の戦後史——科学者はどう向き合ってきたか』ミネルヴァ書房」『科学史研究』57: 68-71.
- 平和問題談話会, 1950=2016, 「三たび平和について」酒井哲哉編『リーディングス戦後日本の思想水脈Ⅰ 平和国家のアイデンティティ』岩波書店, 42-81.
- 石田淳, 2023, 「平和論の歴史的文脈」日本平和学会編『平和学事典』丸善出版, 32-7.
- 南基正, 2016, 『기지국가의 탄생: 일본이 치른 한국전쟁』, 서울: 서울대학교출판문화원 (= 市村繁和訳, 2023, 『基地国家の誕生: 朝鮮戦争と日本・アメリカ』東京書籍).
- 杉山滋郎, 2017a, 『「軍事研究」の戦後史: 科学者はどう向き合ってきたか』ミネルヴァ書房.
- 杉山滋郎, 2017b, 「日本学術会議の「2017年声明」を考える: 歴史的視点から」日本平和学会研究大会報告論文 (<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/66759>).
- 泊次郎, 2018, 「軍事研究問題にどう向き合うのか」『UP』46(5): 54-59.